

第28回 鹿島市農業委員会定例総会 議事録

- 1、開催日時 平成30年8月2日(木) 午後1時30分～午後3時25分
- 2、開催場所 鹿島市新世紀センター 2階 会議室
- 3、出席委員 10名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)
- 4、欠席委員 0名 (明細は下記「農業委員出席簿」のとおり)

5、議事日程

①第1 議事録署名委員の指名 7番 中村正信委員 8番 松浦秋行委員

- ②第2 報告第 73号 農地法第18条第6項の規定による解約報告について
 議案第 132号 農地法第5条の規定による許可申請について
 議案第 133号 農地法第5条の規定による許可申請について(保留分)
 議案第 134号 農地法第3条の規定による許可申請について
 議案第 135号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により定める農用地利用配分計画(案)について
 議案第 136号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画について
 報告第 74号 農地等形状変更届出について
 報告第 75号 農地等形状変更届出について(保留分)

6、農業委員会事務局職員

役 職	氏 名
事務局長	田中 宏幸
主査	星野 晃希
書記	眞崎亜希子
農地利用最適化推進委員	橋口 浩

◎農業委員出席簿

席順	委員名	出欠
1	池田 好春	○
2	小池 正人	○
3	巨瀬 茂行	○
4	山口 辰郎	○
5	山口 和子	○
6	佐藤 睦	○
7	中村 正信	○
8	松浦 秋行	○
9	織田 博吉	○
10	中尾 誠士郎	○
計	10人	

◎農地利用最適化推進委員出席簿

担当地区	農地利用最適化推進委員名
	なし

7. 会議の概要

事務局	<p>定刻少し前ですけれども、只今から第28回鹿島市農業委員会定例総会を開きます。総会に入ります前に本日の点呼を取らせていただきます。(1番池田委員から10番中尾委員まで点呼をし全委員の出席を確認。)次に議事録署名人の指名をします。7番中村委員と8番松浦委員をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。審議に入ります前に、いつもの通り議事進行について4点ほど注意いたします。1点目です。各自意見・質問をされる場合は、必ず挙手をし、議長の指名があつてから、その席で自分の議席番号と氏名を述べ、意見・質問等を全員に聞こえるように言ってください。また、議事に関することのみを簡潔をお願いいたします。2点目です。議事に入りましてからの私語はこれをきつく禁止いたします。3点目です。この会場内は禁煙とします。審議の進捗状況を見ながら議長の判断により、休憩時間を取り入れていきますのでご協力ください。なお、トイレにつきましては制限ありませんが起立して議長席の方へ軽く会釈をしてから退席し、用を済ませたら速やかにお戻りください。4点目です。農業委員会等に関する法律第31条に委員の議事参与の制限規定がございます。提案される議案の中に親族の場合は6親等、姻族の場合は3親等になる者に関連する議案があり、これを審議するときは特に指示されなくても自主的にこの会議場から退席してください。後でその事実が判明した場合は、許可の取り消しや罰則を受けることがありますので、ご注意ください。以上については、個々が自覚して会議場のマナーとしてご協力をよろしく申し上げます。では、慣例により会長に議長をお願いします。</p>
会長	<p>改めまして、こんにちは。この前の台風による雨が期待よりも少なく困っているところです。好天が続いて熱中症には気を付けてください。盆まではこのような晴れの日が続くようです。午前中は11時には上がって、夕方4時くらいから始める農業をしてください。そのようにして、体に十分注意してください。それでは早速、審議に入ります。本日の議題は議案5件と報告3件であります。</p> <p>報告第73号「農地法第18条第6項の規定による解約報告について」を議題といたします。本件につきましては一括して審議をいたします。事務局の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>報告第73号について説明いたします。合計5件となっております。合計5筆で面積が7,406平米となっております。内訳は田が4筆2,753平米、畑は1筆4,653平米でございます。解約事由は双方合意による借人変更のためが3件で、借人の申出によるが1件、農地法3条申請のためが1件となっております。以上で報告第73号の説明を終わります。</p>
議長	<p>それでは質疑に入ります。只今の説明について、質問・意見はありませんか。</p> <p>ありませんか。</p>
	<p>(はいと言う声あり)</p>
議長	<p>質問も無いようですので、これで報告第73号を終わります。</p> <p>それでは次に議案第132号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。1番の説明を事務局よりお願いいたします。</p>
事務局	<p>総会議案説明資料は2頁をお開きください。位置図は1頁も併せてお開きください。1番について説明いたします。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇、同じく〇〇番地〇となっております。2筆共に登記地目は田で、現況地目は普通住宅となっております。登記面積はそれぞれ1,108平米と297平米となっております。譲受人は〇〇市の〇〇〇〇さん</p>

議 長	質問はありませんか。5番委員どうぞ。
5番委員	今回はアパートで転用の申請をされていますが、変更前は何をしようとされていたのですか。
事務局	〇〇店の〇〇と〇〇〇〇での申請でした。〇〇〇〇としては使用されていたのですが、〇〇を建てられていませんでした。
5番委員	隣接の許可については法定添付書類ではないということを所有者の方には説明されているのでしょうか。自分が反対すれば、アパートが建たないと思われているのではないのでしょうか。
事務局	そこまでは思っておられないと考えます。
議 長	こういう隣接の同意が取れていない事例はこれからも出てくると思います。ただ今回の場合は当初の申請では同意が取れているのに、建物を変更するにあたり再度同意を取る必要があるのかということです。申請人は親切にも今回も同意を取るようにされていますが、別に取らなくてもいいのではないかとありますが、どうでしょうか。
9番委員	隣接との協議はしておかないと後々揉めることになると思います。
議 長	そうですね。隣接とは色々な条件があっても大切にしておかないと統制が取れないようになると思います。この建設会社はこの後も所有者との話し合いを続けるということですので、良い方向に向かうことを期待して許可ということで如何でしょうか。
9番委員	条件闘争については農業委員会とは別問題でしょうから、それでよろしいかと思います。
議 長	他に質問が無かったら、採決したいと思いますが、ありませんか。 (はいという声あり。) それでは、先程あった今後の話し合いが上手く運ぶことを望みまして、採決したいと思います。1番について、賛成される方の挙手を求めます。
	(全員挙手)
議 長	賛成全員により、1番は許可相当として県へ送ります。 次に2番について、事務局の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料は同じく2頁です。位置図は2頁をお開きください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇、〇〇番地〇、〇〇番地〇及び大字〇〇字松〇〇〇〇番地〇、〇〇番地〇の5筆でございます。登記地目・現況地目は5筆全て田です。登記面積は1,215平米、88平米、2.08平米、32平米、2.11平米で合計1,339.19平米になります。譲受人は〇〇市〇〇町の〇〇〇〇さん59歳、会社員の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん72歳、自営業の方です。転用の目的は共同住宅で、施設の概要は共同住宅2棟388.84平米、19台分の駐車場250.80平米、通路その他が699.55平米となっています。農地区分は3種農地です。周囲の状況ですが、東は宅地と道路、西は宅地と田、南は宅地と道路、北は宅地になっています。備考欄に記載のとおり関係部署との協議ありで条件はなしとなっています。公共下水道が整備された区域になっています。番号2の説明は以上です。
議 長	では、ここで担当委員の調査報告をお願いします。
8番委員	場所は県道〇〇・〇〇線の〇〇というバス停から西へ150メートル程入った所になります。〇〇〇〇の裏手です。共同住宅の申請ですが、家庭雑排水は下水道へ流せます。西側に農地が残りますが、ここについては所有者から気にしなくて良いということを知っています。報告は以上です。ご審議よろしくをお願いします。
議 長	只今の説明に対し、質問はありませんか。5番委員。
5番委員	ここにはアパートが2棟建つという説明でしたが、建物の配置を教えてください。
事務局	位置図をご覧ください。申請地の北側に宅地となっていますが、この宅地に沿うように2棟建てられます。南側の市道から進入路となりますが、駐車場は進入路の両側と西側のアパートの南側に少し配置されています。

議 長	では、ここで担当委員の調査報告をお願いします。
7番委員	場所は〇〇〇〇の裏側になります。用途はフォークリフトが通れるように通路を広げたいということで申請されています。その幅は50センチ位です。ご審議お願いします。
議 長	只今の説明について、質問はありませんか。2番委員質問ですか。
2番委員	位置図を見れば、申請地は譲渡人の宅地のように見えますが、農地があるのでしょうか。
7番委員	譲渡人の自宅の東側に田んぼがありますが、ここに行くための農地にもなっています。
議 長	他に質問は無いでしょうか。無いようですので、採決したいと思います。4番に賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	賛成全員により、4番は許可相当として県へ送付いたします。
議 長	次に先月の総会で保留となっていました議案第133号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。1番について事務局の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料は3頁をお開きください。位置図は5頁も併せてご覧ください。この案件は先月の総会で草が茂っていて、隣接地との確認ができないということで保留となっている案件でございます。土地の所在地は〇〇字〇〇〇〇番地〇と3480番地5でございます。登記地目は田と畑ですが、現況地目は樹園地となっています。登記面積はそれぞれ736平米と52平米です。譲受人は〇〇市の〇〇〇〇さん24歳、私立校教員の方です。譲渡人はお二人で〇〇区の〇〇〇〇さん67歳、無職の方と〇〇区の〇〇〇〇さん58歳、農業の方です。転用の目的は露天資材置場で、施設の概要は可動式現場ハウス2棟の30平米と車両4台分の駐車スペース85平米、資材80平米と通路その他593平米が計画されています。農地区分は2種農地です。周囲の状況ですが、東と南は河川、西は道路、北は道路と水路となっています。また関係部署との協議書ありで条件はなしとなっています。番号1の説明は以上です。
議 長	それでは、ここで担当委員の現地調査報告を再度お願いします。
7番委員	先月の総会に通らなかったのもので、その後早速、〇〇〇〇に電話して草払いの依頼をしました。申請地の東側に川がありまして、敷き鉄板が置かれていました。この鉄板は川向こうの農地に行くためのものでした。今回申請地を高めてしますので、行けなくなります。所有者からは別に農地に行くためのルートを確認してもらえれば良いということでしたので、敷き鉄板を置き換えてルートを確認するということでした。あとは東側の石が良く積まれていなかったのもので、積み直すと社長からの説明がありました。報告は以上です。
議 長	それでは質問をお受けします。9番委員どうぞ。
9番委員	申請地の2筆のうち、1筆は田となっていますが、高められていました。もう大分前にされたものですか。
7番委員	そうです。大分以前から埋められています。
2番委員	質問にしてよろしいでしょうか。申請地に隣接している市道は私の地元の住民が良く利用されるのですが、申請地に付けられているガードレールは外されるのでしょうか。
事務局	申請人が道路管理者に外す申請をするかもしれませんが、その申請を受けた道路管理者が外すと危ないと判断したら、残すと思います。
議 長	他に質問はありませんか。無いようですので、採決します。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	賛成全員により、許可相当として県へ送ります。

	次に議案第134号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題といたします。1番について事務局の説明をお願いします。
事務局	それでは説明いたします。総会議案説明資料は4頁です。位置図は7頁をお開きください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目は畑で、現況地目は畑と4条の適用除外を受けられて一部が倉庫となっています。倉庫の部分は村落地区となっています。登記面積は畑の部分が325平米で、倉庫が建っている部分が199平米です。合わせて524平米になります。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん64歳、農業の方です。譲渡人は〇〇市〇〇〇の〇〇〇〇さん82歳、無職の方です。譲受及び譲渡理由は経営規模の拡大と農業廃止となっています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、〇〇農業委員と〇〇農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名があつているところでございます。番号2の説明は以上です。
議長	只今の説明について質問はありませんか。5番委員どうぞ。
5番委員	譲渡人は〇〇市に住んでおられるのに、譲渡理由が農業廃止では可笑しいのではないのでしょうか。
6番委員 (担当委員)	譲渡人は弟さんが亡くなられて、弟さんの農地を相続されています。農地はこれだけではないと思います。譲受人はここを耕作されていました。購入することを希望されていました。
事務局	すみません。譲渡理由を小作地の売買に変更させてください。
議長	他に無いのでしょうか。無いようですので、採決したいと思います。1番について賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により、1番は許可することといたします。 次に2番の説明をお願いします。
事務局	番号2について説明いたします。総会議案説明資料は同じく4頁で、位置図は8頁をご覧ください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目・現況地目共に田となっています。登記面積は756平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん62歳、農業の方です。譲渡人は〇〇区の〇〇〇〇さん76歳、無職の方です。譲受及び譲渡理由は経営規模の拡大と農業廃止となっています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、〇〇農業委員と〇〇農地利用最適化推進委員で行ってもらいまして、特に問題なしとして、両担当員より署名があつているところでございます。番号2の説明は以上です。
議長	只今の説明に対し、質問はありませんか。8番委員、質問でしょうか。
8番委員 (担当委員)	補足で説明します。譲受人は以前に〇〇〇〇の近くの分譲地の5条申請で田んぼを売られていました。それに相当する分として、自宅の近くに農地を求められていますので、よろしくをお願いします。
議長	質問は無いのでしょうか。無かったら、採決したいと思います。2番について、賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により、2番は許可することにいたします。 次に3番の説明をお願いします。
事務局	番号3について説明いたします。総会議案説明資料は同じく4頁、位置図は9頁をお開きください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地でございます。登記地目・現況地目共に畑となっています。登記面積は337平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん70歳、農業の方です。譲渡人は同じく〇〇区の〇〇〇〇さん76歳、無職の方です。

	<p>譲受及び譲渡理由は経営規模の拡大と農業廃止となっています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、〇〇農業委員と〇〇農地利用最適化推進委員で行ってまいりまして、特に問題なしとして、両担当員より署名がみついているところがございます。番号4の説明は以上です。</p>
議長	<p>只今の説明に対し、質問はありませんか。ありませんか。 質問も無いようですので、採決します。3番に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>賛成全員により、3番は許可することにいたします。</p> <p>次に4番について、事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>番号4について説明いたします。総会議案説明資料は同じく4頁、位置図の10頁をご覧ください。土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。登記地目・現況地目共に田となっています。登記面積は267平米です。譲受人は〇〇区の〇〇〇〇さん80歳、農業の方です。譲渡人は〇〇県〇〇市の〇〇〇〇さん67歳、無職の方です。譲受及び譲渡理由は贈与によるとなっています。農地法第3条の現地確認調書につきましては、〇〇〇〇と〇〇農地利用最適化推進委員で行ってまいりまして、特に問題なしとして、両担当員より署名がみついているところがございます。番号5の説明は以上です。</p>
議長	<p>少し追加の説明をいたします。譲渡人が娘に贈与をするということですが、申請地の横に譲渡人の家があるのですが、ここに娘夫婦が住んでまいりまして、娘夫婦に直接農地を贈与することができないので、娘の夫の父親に贈与をされています。</p> <p>質問があつたら、お受けします。 (ありませんという声あり。)</p> <p>質問も無いようですので、採決します。4番に賛成の方は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全員挙手)</p>
議長	<p>賛成全員により、4番は許可することにいたします。</p> <p>次に議案第135号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により定める農用地利用配分計画(案)について」を議題といたします。この案件につきましては一括して審議いたします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>総会議案・説明資料は5頁から9頁をご覧ください。議案第135号について一括して説明します。これについては総会議案・説明資料の2.0頁から2.3頁にも記載してありますが、農地中間管理機構との貸借となる物件です。</p> <p>整理番号1については、権利の設定を受ける者は〇〇区の〇〇〇〇さんで土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地と外1筆で、地目は2筆共に田です。面積は2,611平米と2,982平米です。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんですが、亡くなつておられますので〇〇〇〇さんからの申し出となっています。</p> <p>続いて整理番号2、権利の設定を受ける者は〇〇区の株式会社〇〇〇〇で土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇と外5筆で、地目は6筆共に畑で、面積は6筆で7,545平米となっています。農地の所有者は〇〇町の〇〇〇〇さんですが、亡くなつておられますので娘の〇〇〇〇さんからの申し出となっています。</p> <p>整理番号3、権利の設定を受ける者は〇〇区の株式会社〇〇〇〇で土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地です。地目は畑で、面積は2,114平米です。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんですが、亡くなつておられますので〇〇〇〇さんからの申し出となっています。</p> <p>整理番号4、権利の設定を受ける者は〇〇区の株式会社〇〇〇〇で土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇と外1筆で、地目は2筆共に畑で、面積はそれぞれ173平米と1,374平米となっています。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんとなつてい</p>

ます。

整理番号5、権利の設定を受ける者は〇〇区の株式会社〇〇〇〇で土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇です。地目は樹園地で、面積は107平米となっています。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんですが、亡くなっておられますので〇〇〇〇さんからの申し出となっています。

整理番号6、権利の設定を受ける者は〇〇区の株式会社〇〇〇〇で土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇と外2筆です。地目は3筆共に畑です。面積はそれぞれ667平米、634平米、726平米で合計2,027平米となっています。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんとなっています。

整理番号7、権利の設定を受ける者は同じく〇〇〇〇で土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇です。地目は樹園地で、面積は314平米となっています。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんですが、亡くなっておられますので〇〇〇〇さんからの申し出となっています。

整理番号8、権利の設定を受ける者は同じく〇〇〇〇で土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇と外31筆で、地目は28筆が畑で、樹園地が1筆で、田が3筆です。面積は合計34,663平米となっています。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんとなっています。

整理番号9、権利の設定を受ける者は同じく〇〇〇〇で土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地と外1筆で、地目は2筆共に樹園地です。面積はそれぞれ1,098平米と324平米となっています。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんとなっています。

整理番号10、権利の設定を受ける者は〇〇区の株式会社〇〇〇〇で土地の所在地は大字〇〇字〇〇〇〇番地〇と外2筆で、地目は3筆共に畑です。面積は3筆合計で9,152平米となっています。農地の所有者は〇〇区の〇〇〇〇さんですが、亡くなっておられますので〇〇〇〇さんからの申し出となっています。

設定する権利は1番と2番が賃貸借権設定です。3番から10番までの8件は使用貸借権設定です。契約期間は1番が平成30年9月1日からの5年間で、残りの9件は平成30年9月1日からの10年間でとなっています。議案第135号の説明は以上です。

議長	只今の説明について、質問・意見はありませんか。8番委員どうぞ。
8番委員	賃借料については生産組合長会で反当り〇,000円と統一して決めてもらったのですが、1番の案件はそれ以上になっています。
議長	最低〇,000円で上限を〇,000円としているはずですが。9番委員質問ですか。
9番委員	2番から10番の案件は権利の設定を受ける者が〇〇〇〇となっていますが、今回法人を立ち上げたから、これまで〇〇〇〇さんが個人で借りていた農地を法人に移すということですね。事務局はそこを説明の中で言うようにしてください。
事務局	はい。分かりました。
9番委員	もう一ついいでしょうか。〇〇〇〇さんが今度株式会社〇〇〇〇という法人を立ち上げられていますが、事務局は会社の定款を確認しましたか。業務内容に農業生産ということは書かれていましたか。
事務局	〇〇〇〇の定款に農業生産と販売という記述がありました。
議長	他に質問はありませんか。無いようですので、採決したいと思います。議案第135号について賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	全員賛成より、議案第135号は決定することにいたします。 それでは議案第136号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第1項の規定により定める農用地利用配分計画(案)について」を議題といたします。この案件につきまし

	でも一括して審議をいたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>議案第136号の説明をいたします。この案件は農地中間管理機構との貸借を含めた分までになります。総会議案・説明資料は10頁から23頁までです。この案件につきましては1議案の32件であります。利用権設定されているのが20件で、そのうち更新が10件で、新規も10件です。あっせんが2件、農地中間管理機構との貸借が10件となっています。利用権を設定されている20件のうち、使用貸借権が13件で、賃貸借権が7件です。賃貸借7件のうち、現金扱いが2件、物納扱いが5件です。契約期間については、30年が10件、11年10ヶ月が1件、10年が1件、5年が6件、3年8ヶ月が1件、7ヶ月が1件となっています。ほかにあっせんが2件、この分は19頁に記載されています。農地中間管理機構との貸借が10件です。これは20から23頁に記載されています。</p> <p>いくつかの案件について、個別に若干説明いたします。今回の使用貸借権となっている13件は農業者年金の関係した案件になっております。5番は賃貸借権の設定で7ヶ月という短期間の契約期間となっていますが、これは更新で現在野菜を作られているようですが、来年4月以降は新たな耕作者と契約するまでの繋ぎとなっています。15番と16番は新規と記載されていますが、以前からハウスで野菜が栽培されていて、昨年の12月に更新手続きが失念からされておらず、半年ほどの空白期間が出ているために新規と記載されています。議案第136号の説明は以上です</p>
議長	只今の説明に対して、質問はありませんか。9番委員。
9番委員	16番は賃借料が1筆で〇,000円となっていますが、何を栽培されているのですか。
事務局	ハウスでトマトやキュウリを作られています。
議長	反当りでいくらになりますか。
事務局	〇,000円です。
議長	少し高めですね。他にありませんか。6番委員どうぞ。
6番委員	17番について、お尋ねします。農業者年金の更新のためと説明がありましたが、所有されている農地は1筆だけでなく、他にもたくさんあるはずですが、どうなっていますか。
事務局	以前更新手続きをする際に、この筆だけが更新がされずもれていたために、今回更新しています。
議長	他に無いでしょうか。無かったら一括して採決します。賛成の方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	賛成全員により、議案第136号は決定することにいたします。
議長	次に報告第74号「農地等形状変更届出について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。
事務局	<p>総会議案・説明資料は24頁をお開きください。位置図は11頁になります。報告第74号について説明いたします。土地の所在地は①が大字〇〇字〇〇〇番地です。②が字〇〇〇〇番地〇です。③が〇〇番地です。地目は3筆共に田で、面積はそれぞれ1,739平米、270平米、919平米です。周囲の状況ですが、①は東が道路、西と北は田、南は畑となっています。②ですが東は道路、西と南と北は原野になっています。③ですが東は田、西は原野、南は田、北は道路になっています。届出人は嘉瀬ノ浦区の岡研次さんです。形状変更の事由及び変更後の利用目的ですが、当該農地は以前から水田として利用できないため、ミカン畑として利用してきた。現状に合わせるため、畑に転換したいとのことでした。備考欄に記載のとおり、ここは農振除外地となっています。地元との協議はありで条件はなしとなっています。なお、始末書が提出されています。説明は以上です。</p>
議長	ここで担当委員の調査報告をお願いします。

6番委員	この申請については昭和時代の減反政策で水田にミカンを植えられています。2割・3割減反が奨励されたときに植えられたものです。その当時申請人のお父さんが泣く泣く植えられていまして、始末書はちょっと可笑しいと思いますが、ご審議をお願いいたします。
議長	形状変更届出をされるのは、何故でしょうか。地目変更と手続きをするだけでよいのではないのでしょうか。
事務局	水田に土を入れて、嵩上げをされているようです。ずっと以前にされているようですが。
議長	確かに1箇所は水田であったようですが、残りの2箇所は水田であったとは思えませんでした。
6番委員	昔のまま、水田にミカンを植えられているはずですよ。
議長	地目変更なのか、形状変更なのか、どちらが良いのかということではありますが、形状変更の届出をされていますから、こちらで処理を行いたいと思います。 質問が無いようでしたら、採決したいと思います。異議の無い方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	はい。ありがとうございます。全員賛成により、承認することにいたします。 次に報告第75号「農地等形状変更届出届出について」ですが、これは先月に申請されましたが、関連する5条申請が保留になったため、審議されなかった案件です。事務局の説明をお願いします。
事務局	総会議案・説明資料は25頁です。位置図は12頁を併せてご覧ください。この案件は議案第133号に関連した案件になります。それでは説明いたします。土地の所在地は〇〇字〇〇〇〇番地〇でございます。地目は畑で、面積は25平米です。周囲の状況ですが、東は道路、西と北は田、南は畑となっています。届出人は〇〇県〇〇市の〇〇〇〇さんです。形状変更の事由及び変更後の利用目的ですが、当該農地はこの総会で諮られた5条転用申請の5番の案件の隣接地であり、周囲が転用で嵩上げされるために、同様の高さに嵩上げするとされています。また、届出人は〇〇県に在住しており、近隣に親族もいないため〇〇〇〇に維持管理を依頼するとなっています。備考欄に記載のとおり、ここは農振除外地となっています。地元との協議はありで条件はなしとなっています。説明は以上です。
議長	ここで担当委員の調査報告をお願いします。
7番委員	申請人の方は先祖代々市内〇〇におられたのですが、引越されています。こちらには親類もおられないようでして、管理については周囲の農地を転用する〇〇〇〇にお願いするということでした。ご審議よろしくをお願いします。
議長	嵩上げしないと利用価値も無いでしょう。荒れていくばかりでしょうから、そうした方が良いと思います。4番委員質問でしょうか。
4番委員	嵩上げ後は畑としては利用されるのでしょうか。
議長	一旦形状変更して、作り土を入れた後は、しばらくはそのままかなと思います。その後転用されるかもしれません。
事務局	申請地は届出人のお爺さんが明治44年に購入されているようです。相続の関係者が広がり過ぎて、難しいとのことでした。ですから、5条転用は無理とされます。
議長	ただ管理を10年以上すれば、時効取得が出来るはずです。形状変更の許可についてですから、そちらに戻ります。質問はありませんか。無いようですので、この案件に異議の無い方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議長	賛成多数により、許可することにいたします。 以上をもちまして、本日提案された全部の議題について審議を終わります。
	(午後3時25分終了)

この会議録は、委員会書記をもって記録せしめたもので、その内容は正当なものと認め、ここに署名委員とともに署名する。

平成30年 8月 2日

鹿島市農業委員会

会 長

印

7番委員

印

8番委員

印

事務局長

印

会 長

5

8番委員

東 橋

3

1

2番委員

大 塚 田 浩

1

日 記 録 1 (委 員 会) (委 員 会 記 録)

附 録 (平 成 3 0 年)

日 記 録 1 (委 員 会) (委 員 会 記 録) 平 成 3 0 年 8 月 2 日